

阿蘇市人権教育・啓発基本計画

平成18年4月

阿 蘇 市

目 次

	頁
はじめに	4
1 . 「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」策定の意義等	5
人権をめぐる現状を明らかにすること	
人権教育・啓発の取り組みの方向を示すこと	
行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること	
2 . 「阿蘇市人権・教育啓発基本計画」の性格	6
人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえたものであること	
旧町村行動計画を基本にしながら、さらに内容を充実発展させたものであること	
3 . 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義と目標	7
人権教育・啓発の定義	
人権教育・啓発の目標	
4 . 重要問題についての現状と課題	9
(1) 同和問題	
(2) 女性の人権	
(3) 子どもの人権	
(4) 高齢者の人権	
(5) 障害者の人権	
(6) 外国人の人権	
(7) 感染症等をめぐる人権	
(8) 犯罪被害者等の人権	
(9) 様々な人権課題	
5 . 人権教育・啓発の取り組みの方向	1 6
人権教育	
人権啓発	
(ア) 啓発内容	
(イ) 啓発方法	

人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発	2 1
（ア）市職員	
（イ）教職員等	
（ウ）企業（職場）等	
（エ）社会教育関係者	
（オ）保健・医療・福祉関係者	
（カ）マスメディア関係者	
（資料編）	2 3
（重要問題についての経緯）	2 5
（用語の解説）	3 2
（関係法令）	3 5
阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
人権教育・啓発に関する基本計画（抄）	
世界人権宣言	
日本国憲法（抄）	

はじめに

二度にわたる世界大戦の悲惨な体験の反省にたつてから、半世紀以上が経過しています。この間に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という『世界人権宣言』昭和23年（国連総会採択）の理念は、人権に関する多くの宣言や条約となって実を結びました。

国内においては、人権問題にかかわる重要な課題である同和問題の解決について、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である」と位置づけた「同和対策審議会答申」昭和40年(*1)の精神にのっとり、同和行政を推進してきました。

しかし、同和問題をはじめすべての人権が本当に尊重されているのか、また回りの人たちの人権を自分たちは十分尊重しているのか考えてみる必要があります。

生まれた場所によって結婚や就職など、いわれのない不当な差別の対象とされている同和問題は、深刻にして重大な人権問題であり、早急に解決しなければなりません。

また、いじめや体罰、虐待、不登校など子どもの人権をめぐる問題、また女性に対する暴力の問題や、慣行によって女性の社会参画を阻むなど多くの課題が残されています。

さらに、高齢者や、障害者が公平な立場で社会参加できる環境づくり、国際化の進展による、言葉や宗教、思想文化、生活習慣が異なる外国人に対して、その多様な文化を理解し、尊重することが国際社会の一員として重要なことでもあります。

また、日本社会に古くからある家柄意識やケガレ観、風習など、差別意識につながるような見方や考え方を見つめなおし、科学的な根拠に立って人権を尊重する文化を築いていかなければなりません。

真に人権尊重の社会を実現するためには、同和問題、女性、子どもといった個々の問題だけにとらわれず、すべての問題を「人権」という広い視点から学習し、「人権」という普遍的文化を構築して行く必要があります。

本市においても、旧町村での取り組みの成果や手法を踏まえ、行政、学校、企業・民間団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら人権意識を高めるための取り組みを進める必要があります。

市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえながら、人権教育・啓発を進める各機関、団体が同じ目標の下に活動を進めるため、このたび、「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。これからは、この計画を基本に据え、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々に対して人権教育・啓発を着実に進めることとします。

1. 「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」(以下「基本計画」という)

策定の意義

人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえで、本市における行政、学校、企業・各種団体及び市民のそれぞれの分野において、人権意識の定着、啓発の課題について、現状を明らかにする必要があります。

人権教育・啓発の取組みの方向を示すこと

人権教育・啓発は、それぞれの分野において現状を明らかにした上で、内容や手法など取組みの方向を明確に示す必要があります。

行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域などに期待される

役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、学校、企業・民間団体、家庭及び地域など個々の現状を基に、それぞれの機関や団体が自分たちの活動の中で、教育・啓発の機会を取り入れていく必要があります。

このため、各機関・団体に期待される役割を明らかにするとともに、パートナーシップ(*2)のもと、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

2. 「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」の性格

国連では、平成7年から平成16年までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、国内でも「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定され、その後旧町村単位で行動計画が策定され、取り組みが進められてきた。

一方で、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下人権教育・啓発推進法という)も重視する必要があります。このため、基本計画は次のような性格を有しています。

人権教育・啓発推進法の趣旨を踏まえたものであること

人権教育・啓発推進法には、教育・啓発の基本理念のほか、地方公共団体や国民の責務が、明確に規定されています。このような理念や責務については、基本計画にも的確に反映させる必要があります。

旧町村行動計画を基本にしながら、さらに内容を充実発展させたものであること

旧町村行動計画は、「人権教育のための国連10年」という国際的な動向をもとに策定され、旧町村の人権教育・啓発の基本的な考え方や、取り組みの方向を示してきたものです。

このため、基本計画についても、旧町村行動計画及び人権教育・啓発推進法を基に、本市における重要課題などを踏まえ、内容を充実発展させたものとしします。

3 . 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義と目標

人権教育・啓発の定義

「人権教育のための国連 10 年」の国連決議では、「人権教育はたんなる情報提供ではなく、発達段階にある子どもからすべての社会層の人々が、他の人々の尊厳について学ぶこと。そして、その尊厳を社会で確立していくための方法や手段を学ぶために、生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、一生涯にわたる人権教育の必要性を指摘しています。

旧町村行動計画では、「人権教育」を「町民が主体的に学び、その成果を日常生活の中で具体的に生かす教育」と定義しており、基本計画における「人権教育・啓発」の定義についても、旧町村行動計画の定義を引き継ぐものとしますが、より具体的には、以下のように4つの側面から幅広くとらえておく必要があります。

人権についての教育

同和問題をはじめ、人権に関する歴史的な事実を教える。

差別や偏見が、意識や行動となって人々の生活の中で、どのような影響を与えるのかということ教える。

つまり人権とは何か、事実を知識として身につけるという側面。

人権としての教育

すべての人が教育を受けること自体が基本的な権利であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して、教育を保障するという側面。

人権のための教育

人権が尊重される社会の確立を、自分たちで目指そうとする積極的な関心・態度と、地域の中のリーダーシップを育てるという側面。

人権を通じた教育

人権について学ぶ環境（場所）そのものが、人権を大切にしている雰囲気や備えていること。たとえば、学校内でのいじめや、職場内でのセクシュアル・ハラスメントなど、人権問題の発生する環境の下では、人権感覚は本当に根づかない。集団生活の環境（場所）自体で、人権が大切にされていなければならないという側面。

人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、その個性を全面的に開花させることにあります。すなわち、すべての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障害の有無や貧富の差に関係なく、一人の人間として尊重され、自立すること。また、あらゆる生活分野における処遇や、社会参加の平等が保障され、みんなが幸せに安心して生きることができるような、共同社会を築くことにあります。

「人権尊重のまち」を築くことができるかどうかは、一人ひとりの意識と具体的な行動にかかっています。研ぎ澄まされた人権感覚を身につけ、人権問題に対する強い関心と積極的な行動を起こすためには、生涯にわたる人権教育とともに行政や学校、企業・民間団体などの組織団体の役割を明確に示すことが重要です。

日本の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、社会的身分や門地、性別、障害の有無などに関係なく、すべての人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養うとともに、さまざまな人権問題についての正しい理解と問題解決への積極的な態度を育てることを目標としていました。

基本計画においても、人権教育・啓発推進法による人権教育・啓発への着実な取り組みが求められている中で、同和教育の理念を引き継ぎ、様々な人権問題を解決するための教育・啓発として充実発展させる必要があります。

4 . 重要問題についての現状と課題

日本には様々な人権問題が存在していますが、旧町村行動計画においても個々の問題を重要課題として位置づけていたところではあります。

このような様々な人権問題が生じている背景としては、それぞれの人権問題について正しい知識が身につけていない、自らの問題としてとらえきれない、具体的な行動につながっていないなどの理由がありますが、封建時代から続く家柄意識や格式を重んずる考え方による上下の意識が残っているほか、非合理的な伝統や因習にとらわれる意識が、人々の生活の中に見られることも挙げられています。

(1) 同和問題

【本市の現状・課題】

同和問題は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。このため、旧町村においても、同和問題の解決を重要課題として位置づけ、特別対策事業により住宅や道路などの生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備をおこない、着実に成果を上げ、生活環境については大きく改善されました。

しかし一方で、周辺地域に対する教育・啓発により正しい認識や歴史的背景などを学習し、理解するといった心理面の改善が不十分だったため、偏見や差別意識については依然として根強く残っています。同和問題に対する正しい理解と認識が市民一人ひとりまで得られるよう、地域での細かな啓発活動を一層進める必要があります。

同和問題解決に関する多様な学習機会の充実とコミュニティー活動の拠点として、隣保館等の施設を中心に地域交流講座の開設やさまざまな研修会・学習会などの取組みがおこなわれています。豊かな人間性を育むため、ボランティア活動をはじめとする多くの体験活動や高齢者・障害者等との交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めていますが、この活動を広く市民に啓発し、多くの方の参加と交流を呼びかけていく必要があります。

(2) 女性の人権

【本市の現状・課題】

旧一の宮町では、平成13年に「男女共同参画懇話会」を設立し、活動をおこなってきました。その中で平成15年に実施した「男女共同参画社会に関する町民意識調査」によれば、回答者の77%が「社会通念・習慣・しきたりなど男性のほうが優遇」されていると答えており、性差別意識や性別役割分担意識により、政策や重要な方針を決定する場への女性の参画について、なお男女間の較差が見られます。

女性がそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、行政、企業や各種団体などにおいて、政策、方針決定の場への女性の参画の拡大を図るとともに、女性の進出が少ない分野において新たに活躍の場の拡大を図る必要があります。また、旧町村で行ってきた懇話会からの提言書等をかんがみ、男女共同参画に関する担当係が設置され「男女共同参画推進懇話会」を設立しました。女性に対する暴力は、女性の基本的人権を踏みにじるものであり、その根絶に向けた取組みは大変重要です。暴力を未然に防ぐための意識啓発活動とともに、被害女性を支援するための相談体制の充実、情報交換のための関係機関との連携強化など、女性の保護と自立支援のための取組みが必要です。

福祉課内には、女性相談員がいてDV対策ネットワーク協議会も設立されています。

(3) 子どもの人権

【本市の現状・課題】

少子化や核家族化の進行により、子どもの数が減少しているうえ、近隣や近親者からの子育て支援が得られにくくなっています。さらに、異年齢児同士がふれあう機会が少なく、学校においてもいじめや不登校などの問題が憂うべき状況にあり、子どもの社会性や協調性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長に対する影響が懸念されています。

家庭においては、子育ての負担が母親一人に集中することなどに伴う育児不安やストレスが、児童虐待(*3)につながる実態があります。このため、広く市民に対し児童虐待の通告義務などの啓発に努めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見や、虐待を受けた児童及びその親に対する迅速かつ適切な対応のため、福祉・医療・教育・警察など関係機関との連携が必要です。そのため、児童虐待対策ネットワーク協議会を設立して関係機関の強化に努めています。

子どもの人権を守り、社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会、市

民などがそれぞれの役割を果たし、さらに相互に協力しあい、社会全体で子どもの健全な成長を支える意識、体制を充実させる必要があります。

(4) 高齢者の人権

【本市の現状・課題】

本市の高齢化率は28.3%(平成17年4月1日現在)となっており、全国平均を相当上回る水準で推移しています。この傾向は今後も続くことが予想され、本市においても一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加しています。こうした中、高齢者と他世代とのつながりが薄れるなかで、高齢者に対する理解や認識不足によつての就業差別や介護を必要とする高齢者に対して介護者の肉体的、心理的虐待など本人または高齢者を抱えた家族の不安は当事者でなければ分からない大きな問題となっています。

その中で、尊厳を持って安心して自立した高齢期を送れるよう支援することが重要な課題となっています。

介護保険施設等の利用者に対する身体拘束については、原則禁止とされていますので今後さらに、施設等に対し、身体拘束廃止に向けた指導の強化を図る必要があります。

高齢者の日常生活に関連する悩みの解消については、「シルバー110番」(*4)などの相談事業を積極的に利用できる環境づくりに取り組むとともに、特に、高齢者等を悪徳商法の被害から擁護し、財産管理を行うため、成年後見制度(*5)の普及など広く市民に理解していただくために啓発を図る必要があります。

高齢者のまわりには、意識面などをはじめとする様々な障壁が存在しており、高齢者の自立と社会的活動への参加が阻まれている状況があります。市では、バリアフリー(*6)等を進め、高齢者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組む必要があります。

高齢者の自立と社会参加を図るためには、高齢者を年齢だけで一律に別扱いする制度や慣行等についても見直す必要があります。そのため、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることのできるよう、就労支援のための施策や、ボランティア活動など社会参加へのきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。

(5) 障害者の人権

【本市の現状・課題】

障害者を取り巻く問題については、旧町村においてこれまでも「ノーマライゼーション」の考え方に基づき、様々な取組みを行ってきましたが、障害者用駐車スペースへの駐車など障害者に対する理解のない行動や誤解、偏見など、いまだ多くの課題が存在しています。さらには、障害者に対する財産の侵害や障害者を狙った犯罪なども発生しています。

そのため、障害についての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組むとともに、障害者の権利を擁護するための成年後見制度の普及などを広く市民に理解していただくために啓発を図る必要があります。

障害者が地域でともに暮らし、安心して生きていけるようにするためには、地域社会全体が障害者の存在を前提とした地域づくりを考え、推進していかなければなりません。

精神障害や発達障害のある方については、地域における誤解や偏見が、障害者の自立と社会参加の大きな障壁となっていることから、さらに啓発に取り組む必要があります。

また、障害者が地域で生活するうえでの大きな課題の一つに就労の問題があります。就労意欲の高い障害者であっても、事業所の理解不足などにより、働く場所がない、働き始めても長続きしないといった問題があることから、障害者のみならず、事業所と障害者の双方へのきめ細やかな支援を行う必要があります。

ともに生きる社会づくりのためには、何よりもまず地域社会が、障害に対する差別や偏見をなくし、障害や障害者のことを正しく理解しなければなりません。そのためには、障害に対する正しい知識の普及や日常的なふれあいをとおした相互理解の促進などを図る必要があります。

(6) 外国人の人権

【本市の現状・課題】

本市における外国人登録者数は、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日現在で 173 人となっています。観光などで諸外国から本市を訪れる人数も含めて、諸外国との人的、物的交流の規模は今後とも拡大していくことが予測されます。

そのため、行政、学校、企業・民間団体、市民などが外国人の人権についての関心をより一層高め、外国人が、暮らし、活動しやすい地域づくりを進めなければなりません。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっているほか、昔から日本社会が、外国人や異文化と接することに閉鎖的であった傾向もあります。

このため、偏見や差別の解消に向け、市民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させる必要があります。

外国人が快適に暮らすための支援や、活動しやすい環境づくりを進めることも大切です。そのため、地域における日本語学習機会の確保や医療など、日常生活や緊急時における相談・情報提供機能を充実させるとともに、公共やビジネス、観光の場における外国語表示や、在住外国人と地域住民との交流促進が必要です。併せて、防犯講話・研修会の実施等による防犯・防災対策などを充実させる必要があります。

(7) 感染症等をめぐる人権

【本市の現状・課題】

平成17年1月2日(2005年)現在、本県におけるHIV感染者・エイズ患者の届出数は、感染者20人、患者11人となっています。

平成14年(2002年)のエイズ年報による感染経路では、性的接触によるものが感染者の86.7%、患者の70.5%を占めています。

また、(財)日本性教育協会による青少年の性行動の実態調査(平成11年(1999年))では、性交経験率が15歳男女で約10%、18歳で30%を超え、男性20歳、女性21歳で50%を超えていることから、若者を中心としたエイズ感染防止のための啓発が重要です。

本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」(*7)を含め2つの療養所があり、約600人が暮らしています。ハンセン病が治る病気であるという正しい認識を持ち、人権擁護の見地に立って、地域・社会の人々にハンセン病の歴史や人権についての理解を深めてもらい、差別や偏見の解消を図るため、市民への啓発・教育活動を推進していくほか、学校教育における指導者の育成や人権教育の推進、さらには、企業研修等による人権意識の普及・高揚に取組み、共生社会の実現を目指していかねばなりません。

医学的に不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識により、さまざまな感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族などに対する様々な人権問題が生じています。感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、患者や家族などに対する偏見や差別意識の解消など、人権尊重の視点も重要です。

学校教育においても、児童生徒に対し、さまざまな感染症に対する正しい知識やその予防法を正しく理解させることにより、感染症に対する不安や偏見をなくしていくことが大切です。

(8) 犯罪被害者等の人権

【本市の現状・課題】

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害のみならず、精神的な被害や、治療費の支出などの経済的な被害を受けるほか、周囲の人々の言動や報道機関による取材など、二次的被害を受ける場合があり、更に苦しんでいる状況にあります。

このため、犯罪被害者等に対しては刑事司法手続き、保護手続きなど、被害回復のための環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止に向けた取組みを強化する必要があります。

犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体が一体となった取組みを行うことが重要です。

(9) 様々な人権課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、根強い偏見や差別意識があります。そのため、更生の意欲があっても、就職や居住などの面で社会に受け入れられず、現実には極めて厳しい状況にあります。さらには、その家族の人権までも侵害されることがあります。刑を終えて出所した人が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。刑を終えて出所した人の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

情報通信技術の普及とともに、パソコンを使ったインターネット上への差別情報やプライバシーに関わる情報の掲示など、差別落書きを含め差別者の特定が不可能な、陰湿で巧妙な問題が発生しています。

さらに、公園や河川敷などで生活しているホームレスへの暴力や、同性愛者への差別といった性的指向(* 8)に係る新たな人権問題が発生し始めています。

また、北朝鮮当局による拉致により日本人が被害にあうといった、国境を越えた人権侵害が発生しており、そのため在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。

こういったすべての問題に対して、市民の正しい理解と認識、さらには問題解決に向けて、積極的な態度を養うことが必要です。

5 . 人権教育・啓発の取組みの方向

人権教育

就学前教育

幼稚園・保育園は、人やもの、自然とのふれあいや様々な遊びを通じて、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣を身につけるなど、人間形成の基礎を確立するうえで極めて重要な役割を担っています。

このため、すべての幼稚園・保育園において、人権を大切にすることを育てる就学前教育に取り組みます。

特に乳幼児期には、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められるため、すべての職員が共通理解に立って、一人ひとりの子どもの健全な成長発達を促す支援が必要であります。

また、職員の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導・援助がなされるよう、実践報告や研修会を通じて情報交換をおこない、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立などを目指し、研修の一層の充実を図る必要があります。

学校教育

学校教育においては、児童生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じながら、人権尊重の意識を高めていく必要があります。

そのため、教職員が同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を、自らの課題としてとらえ、実践報告や研修会の中で課題を出し合い、情報交換をおこなうことにより各学校間の共通認識のもと、教育をおこないます。

また、児童生徒一人ひとりが、人権問題についての理解を深め、人権についての認識を高めるためには、家庭や地域における取組みが重要となります。このため、学校が地域に開かれた人権教育・啓発の推進拠点として、その役割が十分に発揮されるよう、学校と家庭・地域との間で、人権問題に関わる様々な情報を受発信するなど、相互に緊密な連携を図るよう努めます。

社会教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、企業や組織、団体などあらゆる社会の場において人権教育啓発を推進する必要があります。

また、生涯学習社会の構築に向けた様々な取組みの中で、市民一人ひとりを対象とした取組みを進めるため、社会教育施設を中心とした少数単位の啓発活動を展開するとともに、学習環境の整備・内容の充実が求められています。その際、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、身近な日常生活において、市民一人ひとりの中に、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる、人権感覚を養う教育に努めます。

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っており、すべての教育の出発点となります。特に、偏見を持たず差別しないということ、親自身が日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが必要です。そのため、親と子がともに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備など就学前教育、学校教育との連携により、家庭教育に対する支援に努めます。

また、人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、公民館等の社会教育施設、隣保館を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取組みを促進し、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むため、ボランティア活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者・障害者等との交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりを促進します。

人権啓発

(ア) 啓発内容

人権についての啓発は、広く市民を対象として行われるものであり、その手法についても多岐にわたりますが、市民一人ひとりが人権問題について正しい認識を持つとともに、日常生活において、自らの態度や行動に現れるようにすることにあります。

人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「そもそも人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、自らが考え、理解するとともに、「部落差別」、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」、「具体的には何が問題となっているのか」といった内容を、すべての世代において正しく理解・認識されるような啓発に取り組みます。

人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、暴力や虐待、近隣者間でのトラブルなど日常生活の様々な場面において、命にかかわる事件が多発しています。その背景には、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることがその要因として挙げられます。このため、一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発を進めます。

また日本では、何かにつけて世間体を大事にし、周りと違った行動や意見を非常に気にする風潮があります。世間体にとらわれず自分自身で考え判断するという、主体性のある生活態度や価値観で行動し、一人ひとりの個性を尊重できるような啓発を進めます。

日常生活における態度や実行

人権が尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。様々な人権問題を他人事ではなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実行できるような啓発を進めます。

(イ) 啓発方法

調査・研究

人権教育・啓発を進めるにあたっては、これまでの取組みを反省・評価しながら、人権教育・啓発を実践していくという改善の姿勢が求められます。市内外で取り組まれている人権教育・啓発の手法について調査するとともに、より効果的な人権教育・啓発のあり方を研究することは重要です。

また、市民の人権に関する意識を調査し、その結果を基に関係機関・団体等と連携を図りながら教育・啓発に役立てます。

人権に関する講演会等の開催、人権啓発冊子等の作成・配布

まずは、人権についての関心を高めるため、広く市民が参加できる講演会などのイベント等を実施します。

また、人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、人権啓発冊子などを作成し、配布・周知に努めます。

発達段階に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、その対象者が家庭や学校、職場など、生活の中で発生する問題を具体的に取り上げるなど、工夫を凝らした啓発を行います。

具体的な事例を活用した啓発

啓発を効果的に進めるためには、身近に発生した差別事象や日常生活の中で差別につながるような意識や行動の実例を取り上げることにも有効です。単に現状や課題について説明しても、人の心に届きにくく、他人事として受け止められやすいという面も出てきますが、身の周りの事実を題材にして意見交換を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題としてとらえ易くなるという点で効果があると考えられます。そのような事例を取り上げることで、市民が人権問題を身近な問題としてとらえ、理解をより一層深められるようになると考えられます。

参加型・体験型の啓発

講演会の開催や啓発冊子等の作成・配布といった啓発は、人権に関する知識の習得という点では効果がありますが、次に必要なのは市民自らが人権について考え、日常生活における態度や行動に現れるようにする必要があります。

このため、市民が自ら主体的に参加し、参加者による活発な意見交換の中から、課題を発見し、課題解決に向けた提言を行えるような啓発（ワークショップなどの参加型・体験型の研修等）を実施します。

人材の育成等

人権教育・啓発を着実かつ効果的に進めるためには、行政、学校、企業・民間団体、地域などにおいて、人権教育・啓発に率先して取り組む指導者を育成する必要があることから、研修会を実施します。

地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、すべての人がそれぞれの地域の中で、共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。このため、隣保館等を使った地域住民の交流やボランティア活動体験事業などに取り組むなど、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも、啓発の効果を高めることにつながると考えます。

家庭・地域との連携

市民一人ひとりが、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期からの家庭、その家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、市民の生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要といえます。このため、各機関が緊密な連携を図りながら、また、地域における民生・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭や地域における人権教育・啓発を支援します。

国、県、市町村及び企業団体等との連携

本計画の取組みの実効性をあげるためには、国、県、他市町村との連携を図ることが重要です。また、民間のあらゆる部門において、人権教育の取組みが積極的に行われる必要があります。そのため、企業や民間の各種団体等に人権教育の取組の充実を促すとともに、適切な助言や情報提供を行うほか、人権問題の解決をめざす多くの民間団体等と連携し、実効ある人権教育の推進に努めます。

人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

人権教育・啓発を進めるうえでは、対住民サービスの直接の担い手である公務員および、学校、企業、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発の取組みが重要になってきます。そのため、市人権・同和教育推進協議会を中心とした活動の中で、さまざまな分野の団体や機関の参画をはかり人権尊重の視野を広げ、ネットワークによる取組みが必要です。

(ア) 市職員

市職員一人ひとりが、憲法の理念を尊重し人権尊重の視点に立って職務の遂行に努めなければならない。そのためには、新規採用職員から管理・監督職にいたるすべての階層で、人権問題に関する研修を実施し、意識の高揚を図る必要がある。職場における研修体制の強化と状況に応じた研修プログラムや研修教材の充実を図ります。

(イ) 教職員等

教育現場における人権教育の意義は、教職員自らの人権意識を形成するにとどまらず、子どもの人権を保護し、次代を担う子どもたちの確かな人権感覚を育むための推進者として、効果的な教育を実践するため研修を図る必要がある。

また、幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じて効果的な人権教育・啓発を進めるとともに、進路を保障していくため、幼・保小中高及び地域や家庭との連携を密にする必要がある。

(ウ) 企業（職場）等

企業活動の目的は、利潤を獲得することであるが、今では就職差別や、職場での女性の人権、環境問題など、さまざまな問題が明るみになり企業の社会的責任が厳しく問われています。このような状況の中で、企業では人権尊重の視点に立って従業員への研修を実施し、職場からあらゆる差別を根絶する努力を重ねることが強く望まれます。行政や推進協議会との連携により人権教育教材の情報提供や広報支援などの強化を図り、教育・啓発を実施必要がある。

(エ) 社会教育関係者

公民館・図書館をはじめスポーツ関係団体等の関係者は、地域住民にとって日々の生活と密着しているため、人権問題についても大きな影響力を有しています。したがって、地域住民の人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の人権意識の高揚と指導力向上が強く求められています。関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行することができるよう、会議の場等において人権教育の研修の充実及び啓発の推進に努めます。

(オ) 保健・医療・福祉関係者

医療、介護、相談など、市民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事しているため、利用する患者の人権を尊重するとともに職員の人権意識を向上させる必要があります。しかし、医療機関や福祉施設等において虐待や身体拘束などの人権問題が発生しているケースがあります。

また、福祉関係者（民生児童委員・ホームヘルパー・各種相談委員）等においても、対象となる人たちが社会的に弱い立場にあるだけに、個人の人格の尊重と秘密の保持など、きめ細かな配慮が必要とされます。

自主的な研修を実施するとともに、さまざまな研修会等を通じて、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養っていきます。

(カ) マスメディア関係者

情報化社会を迎えた今日、マスメディアは、社会情報の大部分を提供しており、人権に関わる意思に対して、大きな影響力を有しています。マスメディアは人権を守る有効な手段であると同時に、侵害する危険性もはらんでいます。関係者の人権尊重の視点に立った活動が達成できるよう、自主的な取り組みを要請するとともに、各種研修会への参加を求めます。

資 料 編

資料編目次

	頁
重要問題についての経緯	
同和問題	2 5
女性の人権	2 6
子どもの人権	2 7
高齢者の人権	2 7
障害者の人権	2 8
外国人の人権	2 9
感染症等	2 9
犯罪被害者等の人権	3 1
用語の解説	3 2
阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例	3 5
阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する審議会規則	3 6
人権教育・啓発に関する基本計画（抄）	3 7
世界人権宣言	3 9
日本国憲法（抄）	4 4

(重要問題についての経緯)

同和問題

【背景・経緯】

明治4年8月の太政官布告「解放令」

この解放令は、単に蔑称を廃止し、身分と職業が平等にあつかわれることを明らかにしたにとどまり、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかったためその後も差別意識が根強く残りました。

同和対策審議会の答申（昭和40年8月11日）

答申の中で「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明らかにし、国や地方公共団体の積極的な対応を促しました。この答申は、その後の同和対策の基礎となっており、この答申が果たした歴史的意義は大きいものがあります。

同和対策事業特別措置法（昭和44年7月10日施行）

同和対策審議会答申を踏まえ、同和対策関係の最初の特別措置法として同和対策事業特別措置法が制定されました。

その後、この法律も含め3本の特別立法に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための教育・啓発などの取り組みが行われてきました。

平成14年3月末で法が失効したことに伴い、同和地区や同和関係者を対象とする特別対策を終了しました。これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に、必要に応じた施策が適宜適切に実施されることとなりました。

地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月）

地域改善対策協議会から「同和問題の早期解決に向けた今後の基本的な在り方について」出された意見具申では、特別措置法失効後の同和問題解決に向けた基本的な在り方を明確にするとともに、差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進や、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化など、法失効後においても適切な施策が必要であることを指摘しています。

女性の人権

【背景・経緯】

日本国憲法制定（昭和 21 年公布）

日本国憲法に基づき、家族や教育など女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記され、これにより女性の法制上の地位は大きく改善されていくことになりました。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が採択

（昭和 54 年）

国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための条約として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されました。日本では、これを契機に「男女雇用機会均等法」などが整備され、昭和 60 年に同条約を批准しました。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年）制定

平成 7 年 9 月の「第 4 回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」や、平成 8 年 7 月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、平成 8 年 12 月には、国において「男女共同参画 2000 年プラン - 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年度までの国内行動計画」が策定されました。

平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されました。さらに、同年、改正男女雇用機会均等法にセクシュアル・ハラスメント（* 9）に関する規定が盛り込まれました。

平成 12 年には「ストーカー行為（* 10）等の規制等に関する法律」が制定。

平成 13 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV（* 11）防止法）が制定されるなど、女性の人権に関する法制度は着実に整備されつつあります。

子どもの人権

【背景・経緯】

「児童の権利に関するジュネーブ宣言」が（大正 13 年）国際連盟で採択
生存と発達のための最低限の保護を重視する規定がされています。

「児童の権利宣言」が（昭和 34 年）国連で採択
教育を受ける権利や差別されない権利といったより具体的な権利が規定されています。

「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）が（平成元年）国連で採択
子どもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成 11 年）制定
「児童の権利の擁護」が明記されています。

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年）制定
「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれており実質的には子どもの権利を擁護するための法律となっています。
現行の「児童虐待の防止等に関する法律」は、主として早期発見・早期対応について規定していますが、虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的に自立できるよう、現在、発生予防から自立に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を進めるための見直しが議論されています。

高齢者の人権

【背景・経緯】

「高齢社会対策基本法」（平成 7 年）制定

「高齢社会対策大綱」（平成 8 年）閣議決定

新しい「高齢社会対策大綱」（平成 13 年）閣議決定
これまで高齢者の雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境など、総合的な高齢社会対策が進められてきましたが、平成 15 年現

在、日本の高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)は19.0%で、人口構造の高齢化が急速に進展しています。

その一方、国民の意識や社会のシステムの対応は、高齢化の進展の速度に比べて遅れており、高齢社会にふさわしいものとなるよう早急な見直しが求められています。

高齢者の人権に関わる問題に対しては、何よりも高齢者の尊厳が重んじられる社会の構築を図ることを基本とし、身体的・精神的な虐待や高齢者の有する財産権の侵害などを防止する必要があります。また、年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直しを図る必要があります。

障害者の人権

【背景・経緯】

国連では、

「知的障害者の権利宣言」昭和46年採択

「障害者の権利宣言」昭和50年採択

「障害者対策に関する長期計画」(昭和57年から10年間)が策定

「国連・障害者の10年」によって、ノーマライゼーション(*12)の理念が世界各国に広がる。(昭和58年から平成4年)

国では、

「障害者基本法」平成5年制定

「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」平成7年策定
新「障害者基本計画」・「重点施策実施5か年計画」

平成14年12月策定

「障害者基本法」では、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定されていますが、いまだ現実には、障害者のまわりには、意識面などをはじめとする様々な障壁が存在しており、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

外国人の人権

【背景・経緯】

日本国憲法では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。

近年における国際化の進展に伴い、日本に在住あるいは訪問する外国人が増えています。就労差別や入居・入店拒否など日常生活において差別事例が発生しています。

これらの差別事例発生の背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

感染症等

(ア) HIV感染症

【背景・経緯】

HIV感染症とは、HIV(エイズウイルス)に感染している状態で、エイズ(後天性免疫不全症候群)とは、HIV感染症が進行し、身体の免疫力が徐々に低下することによって、カリニ肺炎などのエイズに特徴的な疾患が重複して引き起こされる状態です。エイズウイルスに感染しても、多くの場合すぐには発病せず、特に何の症状もない「無症候性キャリア」と呼ばれる期間を過ごすこととなります。人によっては、この発病しない期間が数年から十数年、あるいはそれ以上とも言われており、最近では、エイズウイルスの増殖を抑える薬の開発により、発病をさらに遅らせることができるようになりました。

エイズは、昭和56年(1981年)、アメリカ合衆国で若い男性同性愛者5人がカリニ肺炎を起こし、後にエイズと診断されたのが最初の報告です。その後、注射による麻薬の使用者や血液凝固因子製剤を使用している血友病患者、輸血を受けたことがある者や同性愛者ではない者にも同様の症例が見られ、昭和57年(1982年)に、後天的に免疫不全を起こす病気としてエイズの定義が確立されました。

以来、世界的な広まりを見せ、日本においても、昭和60年(1985年)に最初の患者が発見されてからは、身近な問題として取り上げられるようになりました。

国際的な取組みの動向としては、昭和 63 年(1988 年)、WHO(世界保健機関)が、エイズの世界的な感染拡大防止と HIV 感染者・エイズ患者に対する差別や偏見を解消することを目的に、毎年 12 月 1 日を「世界エイズデー」と提唱しました。また、日本においても、平成 6 年(1994 年)、横浜で 10 回目の「国際エイズ会議」が開催されています。

一方、国内の法制度としては、平成元年(1989 年)に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行されましたが、この法律は平成 11 年(1999 年)に廃止され、これに代わって、先に述べた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

(イ) ハンセン病をめぐる人権

【背景・経緯】

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、飲食・入浴などの日常生活では感染しません。仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝する病気でないことも判明しています。

ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんが、日本では、明治時代から施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。明治 40 年(1907 年)、「癩予防ニ関スル件」という法律が制定され、救護者のいない患者を療養所に入所させたのが隔離政策のはじまりですが、この隔離政策は、昭和 28 年(1953 年)に改正された「らい予防法」においても、また、昭和 35 年(1960 年)に WHO(世界保健機関)が外来治療を勧告した後も続けられました。

平成 8 年(1996 年)の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策はようやく終結することとなりました。ハンセン病療養所入所者のほとんどは、ハンセン病は完治していますが、ハンセン病の後遺症として身体に障害が残っているため、依然として患者であるとの誤解が払拭されていない、という現状があります。

このような社会における根強い偏見に加え、高齢化などにより、現在、多くの人々が療養所で暮らしている状況にあります(全国には 15 の療養所があり、約 3,800 人が療養所で暮らしています)。

平成 13 年(2001 年)5 月 11 日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出され、国はこれに控訴せず、判決は確定しました。このことが契機となり、国によるハンセン病患者等に対する損失補償や名誉回復等の措置が進められることとなりました。

犯罪被害者等の人権

【背景・経緯】

国内では

三菱重工ビル爆破事件（昭和49年（1974年）8月）（*13）

犯罪の被害者及び遺族に対する経済的救済制度創設の気運が高まる。

「犯罪被害者等給付金支給法」昭和55年（1980年）5月成立。

「被害者対策要綱」平成8年（1996年）制定

警察が推進すべき被害者対策の基本方針を取りまとめたもの

「犯罪被害者等給付金支給法」平成13年（2001年）が改正

「犯罪被害者等早期援助団体の指定」に関する規定などが新たに創設されました。

国連では

「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」

昭和60年（1985年）8月採択

犯罪被害者等への情報提供、適切な援助の提供、プライバシーの保護などを刑事司法機関に求めたもの

(用語の解説)

* 1 同和対策審議会答申

昭和35年(1960年)に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年(1965年)8月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

* 2 パートナーシップ

多様化する市民のニーズに対して、市民、企業、学校、ボランティア団体やNPO法人をはじめとする民間非営利団体、行政などの様々な主体が一緒になって公益的な課題の解決に向けて取り組む場合に、それぞれの主体が、お互いの主体性や特性を尊重し、対等な立場で連携していくための行動原理がパートナーシップです。

* 3 児童虐待

保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、次の行為をすることをいいます。

身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること

ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること

心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

* 4 シルバー110番

高齢者やその家族の方々の様々な相談に対応している熊本県高齢者総合相談センター(通称：シルバー110番)のことです。相談には、生活上のいろいろな心配ごとに対して相談員が応じる一般相談と、相談日を決めて法律、税などについて専門家が相談に応じる専門相談とがあります。

* 5 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった方々は、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活について配慮すること)についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度があります。

* 6 バリアフリー

高齢者や障害者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障害者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなど目に見えないものまで存在しています。高齢者や障害者が自由に社会に参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

* 7 国立療養所菊池恵楓園

明治40年（1907年）の「癩予防二関スル件」に基づき、全国5カ所に設置された公立療養所のひとつであり、明治42年（1909年）、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の菊池郡合志町に開設されました。昭和16年（1941年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

* 8 性的指向

異性愛、同性愛、両性愛の別を指すsexual orientation の訳語です。このほか、同じく性的少数者に位置づけられる性同一性障害、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）を理由とする差別なども問題となっています。

* 9 セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

* 10 ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

* 11 ドメスティック・バイオレンス（Domestic violence / DV）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。「夫・パートナーからの暴力」として記述されることもあります。

* 1 2 ノーマライゼーション

「ノーマライゼーション」とは、障害者を特別視するのではなく、障害者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

* 1 3 三菱重工ビル爆破事件

三菱重工ビルが爆破され、8人が死亡、380人が負傷した事件です。この事件では、大勢の人が死傷しましたが、被害者の中には、労働者災害補償保険法などの公的給付を受けられる人々と全く補償を受けられない人々とが生じたことから、国の施策としての補償制度の不均衡が問題視され、犯罪被害補償の必要性が強く意識されることとなりました。

阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日

阿蘇市条例第 142 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める 日本国憲法 の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関し、市の施策及び市民の責務等について、必要な事項を定めることにより、人権尊重を基調とする差別のない明るい開かれた阿蘇市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに行政すべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために必要な環境の改善、社会福祉の充実、職業の安定、産業の振興、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るために必要な啓発活動に関する施策の推進に努めるものとする。

(審議会)

第 6 条 部落差別をはじめあらゆる差別をなくするための重要事項を調査審議するため、阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、審議会の審議に基づく施策を推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

人権教育及び啓発に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画(抄)

平成14年3月閣議決定

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。)第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発(以下「人権教育・啓発」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(以下「国連10年国内行動計画」という。)を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され(平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行)、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法

定することが不可欠であるとして、平成 12 年 11 月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第 3 条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第 7 条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。

国連 10 年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。

人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。

基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形に

においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることは

ない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受

ける権利を有する。

- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び

一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日
施行 昭和 22 年 5 月 3 日

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

国籍法

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基

本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

国籍法

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受

ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

労働基準法

- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働組合法

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

刑事訴訟法

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなけれ

ばならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)